

佐久穂町住宅用地取得・住宅新築助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本町における定住人口の増加を図るとともに、町内建築業者の育成を図るため、佐久穂町に定住のために住宅用地を取得する者及び町内建築業者により住宅を新築する者に対し、住宅用地取得・住宅新築助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、佐久穂町補助金等交付規則（平成17年佐久穂町規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 別荘等一時的に使用する目的又は賃貸販売等の営利目的ではなく、永住を前提として本町に住民登録し、かつ、その生活の本拠を本町に有することをいう。
- (2) 住宅 台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有する延べ床面積75㎡以上280㎡未満の土台、柱、はりによる木造軸組構法の住宅（一部鉄骨も可）で、専ら自己の居住の用に供するものをいう（併用住宅で延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供していると町長が認定したものを含む。）。
- (3) 住宅用地 前号に掲げる住宅を建築するために取得する100㎡以上の住宅用地をいう。ただし、3親等内の親族から購入する住宅用地は除く。
- (4) 町内建築業者 町内に主たる事業所を置く建築関連元請事業者で、元請以外に町内に主たる事業所を置く施工業者5者以上を含んで施工する建築業者をいう。
- (5) 補助金及び補償金 特定の住宅の新築に対し国、県又は町等から交付される補助金及び道路用地等のための収用を原因として国、県又は市町村等から交付される補償金をいう。

(助成金申請者)

第3条 助成金の申請者は、対象となる住宅及び住宅用地の登記名義人（住宅未登記の場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第13号に規定する家屋補充課税台帳に登録されるべき者）とし、以下の要件を全て満たしている場合に申請できるものとする。この場合において、共有名義の場合はいずれか1名の名前で申請するものとする。

- (1) 申請者の世帯全員に、現在居住している市区町村の市区町村税の滞納がないこと。
- (2) 自治組織（区、自治会及び隣組）にそれぞれ加入し、地域の行事に積極的に参加する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(計画)

第4条 助成金を受けようとする者（以下「計画者」という。）は、助成対象となる住宅用地取得及び住宅新築の計画について住宅用地取得・住宅新築事業計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 土地売買契約書の写し
- (2) 土地の全部事項証明書（写し可）
- (3) 住宅の平面図、立面図、配置図、仕上表
- (4) その他町長が必要と認める書類

(計画確認)

第5条 町長は、前条の規定による計画書の提出があった場合は、その内容を審査し、住宅用

地取得・住宅新築事業計画確認通知書（様式第2号。以下「確認通知書」という。）により適否を計画者に通知するものとする。

（助成金の種類及び申請期限）

第6条 助成金は、住宅用地取得助成金及び住宅新築助成金で構成する。

2 住宅用地取得助成金は、第8条の交付要件に該当した日から1年以内に町長に申請しなければならない。

3 住宅新築等助成金は、第9条の交付要件に該当した日から1年以内に町長に申請しなければならない。

（助成金の対象経費）

第7条 住宅用地取得助成金の対象となる経費は、土地の取得に要する経費とする。

2 住宅新築等助成金の対象となる経費は、新築住宅の工事請負契約に要する経費とする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助の対象としない。

（1）敷地の造成、門、塀その他の住宅の外構工事に要する経費

（2）家具、家庭用電気機械器具等の設置等に要する経費（建物と一体の器具等及び町産材を使った家具等を除く。）

（3）物置、車庫等の設置等に要する経費（建物と一体の車庫等を除く。）

（4）その他町長が補助の対象として適当でないと認める経費

（住宅用地取得助成金）

第8条 住宅用地取得助成金の交付要件、交付金額及び申請に必要な提出書類は次のとおりとする。

交付要件	交付金額	提出書類
佐久穂町に定住のための住宅を新築する目的で住宅用地を取得し、申請者への所有権移転登記が完了したとき。ただし、住宅用地の取得後2年以上、住宅の建築に着手した場合に限る。	住宅用地の取得金額から他の補助金及び補償金を控除したものに3分の1を乗じた額（算出した助成金額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。）。ただし、100万円を限度とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・確認通知書写し（様式第2号） ・住宅用地取得助成金交付申請書（様式第3号） ・土地売買契約書（写し） ・建築工事届（写し）若しくは住宅建築確約書（様式第4号） ・土地代金領収書（写し） ・土地全部事項証明書 ・納税義務のある世帯員全ての直近の市区町村税の納税証明書 ・自治組織加入誓約書（様式第5号） ・土地に係る他の補助金及び補償金の金額の分かる書類（他の補助金及び補償金を受けた場合のみ）

2 住宅用地取得助成金は、1世帯につき1回のみ申請できるものとする。

(住宅新築助成金)

第9条 住宅新築助成金の交付要件、交付金額及び申請に必要な提出書類は次のとおりとする。

交付要件	交付金額	提出書類
佐久穂町に定住のための住宅を町内建築業者によって新築するとき（登記しない場合は町長が完成したと認定したとき）。	住宅の建築工事費から他の補助金及び補償金を控除したものに10分の1を乗じた額（併用住宅の場合は、延べ床面積に占める居住部分の割合を乗じた額）（算出した助成金額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。）。ただし、50万円を限度とする。 なお、別表1の加算基準により50万円を限度として加算するときは、限度額を合計100万円とする（加算した場合であっても住宅の建築工事費の10分の1を限度とする。）。	<ul style="list-style-type: none"> ・確認通知書写し（様式第2号） ・住宅新築助成金交付申請書（様式第6号） ・町内建築業者確認届（様式第7号） ・建築工事請負契約書（写し） ・建築工事代金領収書（写し） ・建物全部事項証明書 ・建物平面図、立面図、配置図、仕上表 ・工事写真（町内業者の施工中写真各1枚を含む） ・助成要件確認書（様式第8号） ・納税義務のある世帯員全ての直近の市区町村税の納税証明書 ・自治組織加入誓約書（様式第5号） ・建物に係る他の補助金及び補償金の金額の分かる書類（他の補助金及び補償金を受けた場合のみ） ・住民票謄本 ・その他町長が必要と認める書類

- 2 前項の住宅の建築工事費には、消費税及び地方消費税を含める。
- 3 助成金の交付には、助成要件、加算要件に関する確認を町長が指定する者から受けなければならない。
- 4 住宅新築助成金は、1世帯につき1回のみ申請できるものとする。
(交付決定)

第10条 町長は、第8条及び前条に規定する交付申請書を受理したときは、その内容を審査の上交付の可否を決定し、その結果を住宅用地取得・住宅新築助成金決定（却下）通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 前条の規定により助成金交付の決定を受けた者は、住宅用地取得助成金・住宅新築助成金請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第12条 助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、町長がやむを得ないと認める場合を除き、助成金の全額を返還しなければならない。

- (1) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 住宅用地取得助成金の対象となった住宅用地の取得後2年以内に住宅の建築に着手し

なかったとき。

- (3) 住宅用地取得助成金及び、住宅新築助成金の対象となった住宅用地、新築住宅に交付決定日から5年未満の間に他人への貸与・売却、転居、転出又は取壊し等の理由により居住しなくなったとき。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日より施行し、平成30年4月1日以降第8条又は第9条の交付要件を満たした住宅用地取得・住宅新築に対して適用する。

(失効)

- 2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付した助成金については、第12条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表1 (第9条関係)

加算額基準表	
【子育て、若者支援】	
1. 子育て世帯（補助金の交付申請日の属する年度の4月1日現在で、義務教育終了前の子どもがいる世帯又は出産前で母子手帳が交付されている世帯）	10万円
2. 若者世帯（補助金の交付申請日の属する年度の4月1日現在で、夫婦のいずれかが45歳未満の婚姻世帯）	10万円
【地産地消、街並み形成】	
3. 町産木材使用（延べ面積1㎡あたり0.01㎡以上）	10万円
4. 町産石材使用（1㎡以上）	10万円
5. 白壁や和瓦の屋根が印象的な、日本の集落景観を尊重する建築様式	10万円
（※加算基準の詳細は別に定める）	